

鯖江市「介護予防・生活支援サービス事業」料金表

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	訪問型サービス いずれも併用不可	サービス種類	内容	対象者	利用者負担額 ※注2	
					月額 ※注1	回数単価（1回単価） ※注1
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	訪問型サービス いずれも併用不可	①訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による 身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,172円	267円（月1～4回）
				事業対象者、要支援1・要支援2 （週2回程度）	2,342円	271円（月5～8回）
				事業対象者、要支援2 （週2回超）	3,715円	286円（月9～12回）
		②訪問型サービスA1 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない 生活援助	事業対象者、要支援1・要支援2	—	240円（月9回まで）
	③訪問型サービスA2 （緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない 簡単な生活援助 （買物・調理・薬の受け取りは除外）	事業対象者、要支援1・要支援2	—	150円（月9回まで）	
	通所型サービス いずれも併用不可	①通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する 日常生活上の支援や 生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・要支援2 （週1回程度）	1,655円	380円（月1～4回）
				事業対象者、要支援2 （週2回程度）	3,393円	391円（月5～8回）
		②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	運動器機能訓練を主とした 自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・要支援2	—	313円（月9回まで）
		③通所型サービスC （短期集中予防サービス、個別）	運動を中心に、栄養面やお口の 健康の維持・向上をするための 個別プログラム（個別）	事業対象者、要支援1・要支援2	—	340円 口腔加算 150円（月2回まで） 栄養加算 150円（月2回まで） （週1回程度で12回）（概ね3ヶ月間）
						④通所型サービスC （短期集中予防サービス、集団） 生活すいすい教室
介護予防ケアマネジメント				事業対象者、要支援1・要支援2の方が利用でき、利用者負担はありません。		

※注1：原則「月額」利用とします。

【回数単価を用いる場合】

①月途中の契約開始および契約解除 ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始

★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

※注2：利用者負担額は、1割負担の場合の金額を表記しています。2割・3割負担の場合は、この限りではありません。

